

聶耳記念碑保存会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 聶耳記念碑を保存することにより、日中友好、国際親善に寄与することを目的に設立された聶耳記念碑保存会（以下「保存会」という。）の運営に要する費用について補助金を交付するため、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる事業費)

第2条 補助金の交付対象となる事業費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 保存会の運営に要する経費
- (2) 聶耳記念碑参拝者の対応に要する経費
- (3) 聶耳又は聶耳記念碑の広報活動に要する経費
- (4) 前条に掲げるもののほか、市長が必要があると認めた経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 保存会の代表者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(第2号様式)又はこれに代わる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めた書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けた保存会の代表者は、事業が完了したときにあっては、事業完了届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた保存会の代表者は、事業終了後1月以内に事業実績報告書(第5号様式)に収支決算書(第6号様式)又はこれに代わる書類及び活動報告書を添えて市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 保存会の代表者は、事業の施行に関する必要な帳簿等を備え付け、整理して保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿等は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 第5条の条件に違反したとき。
- (3) 事業報告をしなかったとき。
- (4) 偽り不正な方法により補助金交付を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

補助金交付申請書

年 月 日 藤沢市長 所在地 名称 代表者氏名 次のとおり申請します。	
1 事業名	事業
2 施行場所	
3 事業費	
4 計画概要	
5 着手予定年月日	年 月 日
6 完了予定年月日	年 月 日
7 添付書類	

第2号様式(第4条関係)

收支予算書

(収入の部)

[illegible]

(支出の部)

[illegible]

第3号様式(第5条関係)

補助金交付決定通知書

年 月 日							
様							
藤沢市長 氏 名 印							
次のとおり交付する。							
1 事業名	事業						
2 施行場所							
3 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
4 条件							
5 指示							

第4号様式(第6条関係)

事業完了届

年 月 日 藤沢市長 住 所 名 称 代表者氏名 次のとおり届けます。	
1 事業名	事業
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
4 完了年月日	年 月 日
(事務処理欄)	

第5号様式(第7条関係)

事業実績報告書

年 月 日							
藤沢市長							
住所							
名称							
代表者氏名							
次のとおり報告します。							
1 事業名	事業						
2 施行場所							
3 事業費	百	十	万	千	百	十	円
4 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
5 着手年月日	年 月 日						
6 完了年月日	年 月 日						
7 経過と内容							
8 添付書類							
(事務処理欄)							

第6号様式(第7条関係)

収支決算書

(収入の部)

[illegible]

(支出の部)

[illegible]